

第 2 9 回農業委員会総会議事録

平成 2 6 年 5 月 7 日（月）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

－ 議 事 日 程 －

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第118号から第122号)
日程第4 議事(議案第118号から第122号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (21人)

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
4 番	土合 正夫	5 番	中井 敏男
6 番	山下 隆之	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	11 番	永森 薫
12 番	三島 博	13 番	大松 治雄
14 番	舟木 康眞	15 番	杉森 雅弘
16 番	山本 久雄	17 番	水元 睦雄
18 番	前田 進	19 番	向井 隆一
20 番	山谷 孝芳	21 番	田中 智浩
22 番	佐伯 洋作	23 番	橋爪 秀夫
24 番	永野 邦夫		

欠 席 委 員 (3人)

3 番	熊西 忠治	7 番	横山 實
10 番	山崎 秋夫		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第118号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第119号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第120号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第121号 農地法施行規則第32条第1号の規定による届出の受理について
報告第122号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第118号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第119号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第120号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第121号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第122号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	明神 栄	庶務係長	堀 修二
主 任	田中 良仁		

射水市農林水産課

農政係長	福井 有希夫	主 任	福井 健太
------	--------	-----	-------

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第29回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議事録署名委員の指名 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「15番 杉森委員」「16番 山本委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定します。
以上で日程第２を終わります。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

－ （報告第１１８号の説明） －

議長（舟木会長）

それでは報告第１１８号農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

－ （報告第１１９号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１１９号農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第120号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第120号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第121号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第121号農地法施行規則第32条第1号の規定による届出の
受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

これにて質疑を終了いたします。
本案件について、ご了知をお願いします。

－（報告第１２２号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第１２２号 農地法第１８条第６項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第３を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第４本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

－（議案第１１８号説明・表決）－

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第１１８号農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の7ページをご覧ください。
今回は2件ございます。

【議案第118号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった2件のうち、
1番は譲受人が新たに農業経営するための使用貸借権の設定
2番は譲渡人経営規模縮小による所有権移転です。
以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。
(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第118号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と
認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第118号農地法第3条の規定による許可申請についてを
許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— (議案第119号 説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第119号農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 8 ページの議案第 1 1 9 号をご覧ください。
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 1 9 号を議案書をもとに朗読】

受付番号の 1 番は流通業務用倉庫用地の拡張するための転用申請です。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番の件については、私より説明いたします。

議長（舟木会長）

議案第 1 1 9 号の 1 番について説明します。

申請者は〇〇地内で倉庫業を営む法人です。

この度、倉庫業を営む申請者の既存倉庫及び土地の一部が国道改築工事のため収用となり、倉庫の改築工事をする必要に迫られました。申請人は以前より木材等の需要増加や新たな顧客の要望もあり、流通倉庫業務の拡大を検討しておりましたので、この機会に、倉庫の増床、業務用地を拡大したいと考えております。また、昨今の夏場の酷暑による品質の劣化や風雨による製品の縮小等を防ぐため、屋根を備えた倉庫棟の建設が急務な状況にあります。今回の転用により近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第 1 1 9 号について説明します。

1 番については、申請地が 1 0 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

今回の転用目的は、収用事業に伴う代替地としての流通業務用倉庫用地の拡張であり、要件も満たしていることから転用はやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第119号農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第119号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第120号 説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第120号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書9ページの議案第120号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第120号を議案書をもとに朗読】

1番は農家分家住宅とするための転用申請です。

2番は商業店舗とするための転用申請です。

3番は資材置場及び駐車場とするための転用申請です。

4番は駐車場とするための転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番の件について山下委員よりお願いします。

山下委員

議案第 120 号の 1 番について説明します。

借人は貸人の長男であり、〇〇市のマンションで妻と二人で生活しています。

今年末、借人夫妻には第一子出産の予定があり、将来の農業の継承及び現在一人暮らしである親の生活の面倒等を考慮した結果、自宅に隣接する親所有の田を転用して分家住宅を建てることにしました。親が住む住宅も検討しましたが後方が急傾斜地で豪雨時での土砂崩れの恐れも否定できないため今回の申請地となりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番の件について前花委員よりお願いします。

前花委員

議案第 120 号の 2 番について説明します。

譲受人は、〇〇市にて不動産運営・管理する法人です。

今般、出店を決めた理由は人口約 95,000 人、世帯数約 33,000 世帯と県内で人口の多い都市でもありますが市内では大型家電量販店は少ないこと、当該地は国道沿線で近隣には複合商業施設が出店しており、既に商業集積地として整った環境にあること、又農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと考えられることが挙げられます。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3 番の件について山下委員よりお願いします。

山下委員

議案第 120 号の 3 番について説明します。

譲受人は〇〇地内で中間処理場プラントを主業とする法人です。

このほど、敷地内で倒壊して崩れた個所の復旧にあたり関係機関と協議の結果、土砂及び復旧時に発生する土砂をリサイクルして自社にて排出土を埋立て、処理する計画となり、その処理に必要な駐車場及び資材置き場を整備するものであります。

なお、予定敷地内の一部は農用地区域からの除外申請により昨年、除外通知を得ており、今回それを受けて着工に向け農地転用するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4 番の件について橋爪委員よりお願いします。

橋爪委員

議案第 120 号の 4 番について説明します。

譲受人は昭和〇〇年創業の建設機重工事やプラント工事を中心とする法人です。

創業当時は社員〇〇名で業務用の車両や資材等も現在より少なかったことから、現在の敷地でも別段問題はなかったのですが、事業規模拡大に伴い、今では従業員も〇〇名を超え、社員用駐車場の不足、さらには、クレーン等の業務用車両の増車と大型化により慢性的な満杯状態が続いております。

さらに、既存敷地は隣接する国道と側道の合流地点に近いので、大型車両の出入りによる渋滞や事故を誘発しかねない状況となっております。

このようなことから、一刻も早く敷地を拡張し、作業の効率化と周辺での道路渋滞や事故の危険性を回避したいと考えております。

今回の転用による、近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第 120 号について説明します。

1 番については、申請地が 10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

今回の転用目的は、農家分家住宅とするためであり、集落との接続要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

2 番については、申請地が 10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

今回の転用目的は、商業施設とするものであります。当該地は国道沿線で周辺は商業集積地としての環境が整った状況にあり、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れは低いと思われ、集落との接続要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

3 番については、申請地は 10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

今回の転用目的は、会社敷地内で倒壊して崩れた箇所の復旧に伴う資材置場及び駐車場とするためであり、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われ、転用はやむを得ないと判断します。

4 番については、申請地が 10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

今回の転用は、建設用重機リース業を営む事業者の駐車場敷地とするためのもので、計画内容についても別段問題はなく、集落との接続要件も満たし

ていることから、転用はやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

山本委員

2番の件についてですが、地図でみるとここは農地が広がっているように見えるが、どんな理由で許可されるのか、もう少し詳しく教えて。

事務局（堀）

2番については、申請地の南側に集落が広がっています。そこから50m以内であることから、集落接続要件が満たすことになります。申請農地は10ha以上の広がりのある1種農地ですが、農振農用地ではなく、集落接続で要件を満たしていることから、転用は可能と判断しました。

山本委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第120号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第120号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

－ （議案第121号 説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第121号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について議題といたします。

本議案に関する説明を事務局より求めます。

事務局（堀）

議案書 11 ページ議案第 121 号をご覧ください。
今回の承認申請は 1 件でございます。
議案書に基づき、ご説明いたします。

【議案第 121 号を基に朗読】

申請地は、平成〇〇年〇月に資材置き場として農地転用許可済みであります。この度、倉庫業を営む申請者の既存倉庫及び土地の一部が国道改築工事のため収用となり、倉庫の改築工事をする必要に迫られました。申請人は以前より木材等の需要増加や新たな顧客の要望もあり、流通倉庫業務の拡大を検討しておりましたので、この機会に、倉庫の増床、業務用地を拡大したいと考え、流通業務用倉庫への事業計画の変更承認申請を行うことになったものです。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第 121 号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第 121 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

－ （議案第 122 号 説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 122 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 1 議案 9 件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第 122 号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第 122 号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第 29 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 09 分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日：平成26年6月6日（金）午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号会議室

農業委員会視察研修会について

実施日：平成26年6月26日（木）～28日（土）
視察先：北海道洞爺湖、湯の川

富山県農業施策に関する政策提案活動の実施について

次回総会までに提出

議 長 舟木 康眞

署名委員 杉森 雅弘

署名委員 山本 久雄

第二十九回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十六年五月十日
至 平成二十六年六月一日